

レクリエーション用具・福祉教育用具貸出要綱

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

1 趣 旨

この要綱は、社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資すること、住民がふれあい楽しみながら交流できるようにすることを目的とする。

2 対 象

黒部市内に在住の方

3 貸出用具

ストライクボーリング・ディスクゲッター・フロートRジュニア・スカットボール・思い出かるた・お魚かるた・江戸いろはかるた・慣用句かるた・四字熟語合わせ・白杖・点字板・アイマスク・高齢者疑似体験セット・車イス・わたがし機・ポップコーン製造器等

4 申込みの手続き

貸出希望者は別紙「貸出申込書」に必要事項を記入し、社協へ提出する。

5 貸出の決定

社協は、貸出が適当であるか審査し、用具の在庫状態と鑑み貸出を決定する。

6 用具の貸出、返却

申込者および利用者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 貸出用具は最善の注意をもって管理するものとし、他人に譲渡・交換・転貸、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者が、貸出用具を毀損又は滅失したときは、これを原形に復し損害を賠償しなければならない。
- (3) 貸出期間は一回あたり概ね一週間以内とする。

7 費 用

無 料

8 事故責任

貸出用具は申込者、利用者が細心の注意をもって使用することとし、使用中に事故が発生しても社協は責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。